

○飯塚市農業経営体育成資金利子助成金交付要綱

平成18年3月26日
飯塚市告示第90号

(趣旨)

第1条 市長は、経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営体の育成を図るため、農業経営基盤強化資金(以下「資金」という。)を借り入れた者に対し、予算の範囲内において農業経営体育成資金利子助成金(以下「利子助成金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(利子助成金の交付対象事業等)

第2条 利子助成金の交付の対象となる事業の内容及び利子助成金額その他の事項は、別表に定めるとおりとする。

(利子助成適格認定申請及び受領に関する委任状)

第3条 利子助成金の交付を希望する者(以下「交付申請者」という。)は、農業経営体育成資金融通対策事業補助金交付申請書(様式第1号)により資金の借入申込みを行う際に、農業経営体育成資金利子助成適格認定申請手続及び同助成交付申請並びに受領に関する委任状(様式第2号。以下「委任状」という。)を資金の貸付業務を取り扱う農業協同組合その他の金融機関(以下「融資機関」という。)に提出するものとする。

2 融資機関は、資金の貸付け実行後、委任状に基づき交付申請者に代わって農業経営体育成資金利子助成適格認定申請書(様式第3号)を市長に提出するものとする。

3 市長は、前項の規定による申請を受け付けた場合、知事と協議し、交付対象者及び対象事業として適当であるか否か判断する。

(利子助成適格認定)

第4条 前条第3項に定める協議の結果、交付対象者及び対象事業として認定した場合、農業経営体育成資金利子助成適格認定通知書(様式第6号)により融資機関及び交付申請者にその旨を通知するものとする。

(利子助成交付申請書等の提出)

第5条 融資機関は、交付申請者に代わって利子助成金の交付を申請する。

2 前項の場合において、融資機関は、毎年度、市長が別に定める期日までに、農業経営体育成資金利子助成金交付申請書(様式第7号。以下「交付申請書」という。)及び農業経営体育成資金利子助成金交付申請明細書(様式第8号)、農業経営体育成資金利子助成金受入口座届(様式第9号)その他貸付け実行の内容を記載した書類を市長に提出するものとする。

(利子助成の契約)

第6条 利子助成についての契約は、市長が融資機関との間で締結する利子助成契約書によって行うものとする。

(利子助成金の交付決定等)

第7条 市長は、交付申請書の内容を審査し、適当であると認めるときは、利子助成の交付を決定し、速やかにその内容を融資機関に通知し、利子助成金を交付する。

2 利子助成金を受領した融資機関は、当該利子助成金を速やかに交付申請者に支払うものとする。

(完了報告書)

第8条 融資機関は、利子助成金の支払終了後、市長が定める期日までに、農業経営体育成資金利子助成金支払完了報告書(様式第10号)を提出するものとする。

(関係機関との連携)

第9条 事業の円滑かつ効果的な推進を図るため、市、福岡県、農林漁業金融公庫等及び関係機関は、相互に密接な連携の下にこの事業を実施する。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年3月26日から施行する。

(経過措置)

2 この告示は、平成18年4月1日以後に係る事業について適用し、同日前に係る事業については、なお合併前の潁田町農業経営体育成資金利子助成金交付要綱(平成13年潁田町告示第15号。次項において「合併前の要綱」という。)の例による。

3 平成18年4月1日の前日までに、合併前の要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

別表(第2条関係)

事業	事業の内容
農業経営体育成資金	<p>1 利子助成条件</p> <p>(1) 利子助成の対象 農林漁業金融公庫が融資する農業基盤強化資金(以下「資金」という。)</p> <p>(2) 利子助成期間 利子助成の対象となる資金の償還期間以内</p> <p>(3) 利子助成の交付対象者 資金を借り受けた者のうち、市長の利子助成適格認定を受けた者</p> <p>(4) 利子助成金額 資金として貸し付けられた額について算出された毎年1月1日から12月31日までの期間(以下「計算期間」という。)における年間平均融資残高(延滞残高を除いた期間計算期間中の毎日の最高残高の総和を計算期間の日数で除した額)に利子助成率を乗じて得た額とし、円未満は切り捨てるものとする。</p> <p>(5) 利子助成率 福岡県農業経営対育成資金融通対策事業費補助金交付要綱の別表1(5)の助成率を基準として、飯塚市農業振興資金利子補給審議会に諮問し答申を受けて、市長が別に定める率。貸付実行日から4年目以降は福岡県利子助成のみとし、その補助率とする。</p> <p>2 利子助成金の交付 利子助成金の交付については、要綱に定めるところによる。</p> <p>3 利子助成金の管理及び審査</p> <p>(1) 市長は、融資機関に対し、農業経営基盤強化資金及び農業経営体育成資金認定期報(様式第11号)を四半期ごとに提出するように求めることができる。</p> <p>(2) 市長は、この事業の実施に関し必要があると認めた場合は、交付対象者に必要な報告を求め、また、帳簿・書類等の閲覧その他物件等の調査を行うものとする。</p> <p>(3) 市長は、利子助成適格認定の根拠となった経営農地等(以下「経営農地等」という。)についての異動が発生したときは、農業委員会から報告がなされるよう連携を図るものとする。</p> <p>(4) 市長は、資金について必要があると認めたときは、融資機関の同意を得て、融資機関の有する書類等の閲覧、貸付けの経緯の聴取を行うものとする。</p> <p>4 融資機関の報告事項 融資機関は、次に掲げる事実が発生し、又は判明したときは、直ちに市長に報告するものとする。</p>

- (1) 交付対象者から任意の繰上償還があったとき。
- (2) 交付対象者が利子助成適格認定に際し、虚偽その他不実の記載をしたとき。
- (3) 資金について、農林漁業金融公庫又は農林漁業金融公庫が貸付業務を委託した金融機関から繰上償還の請求がなされたとき。
- (4) 交付対象者が資金をその目的外に使用したとき。
- (5) 当初の償還計画に変更があったとき。

5 交付決定の取消し

- (1) 市長は、利子助成金交付期間内に次の事実が発生したときは、利子助成金交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。
 - ア 4の(2)から(4)までに該当する場合
 - イ 経営農地等の融資対象の物件について、その全部又は一部の転用、所有権の移転若しくは使用収益権の設定を行ったとき(ただし、所有権の移転にあつては、公用公共用に供するための買収・収用等交付対象者の責めによらない理由による場合を除く。この場合には、支払われた対価に相当する額を以後の利子助成対象額から控除するものとする。)
 - ウ 離農又は指定農業部門の経営の縮小(利用権設定期間中の合意契約を含む。)を行ったとき(ただし、経営の縮小にあつては、災害による農地の崩壊、公用公共用に供するための買収・収用等交付対象者の責めによらない理由による場合を除く。この場合には、支払われた対価に相当する額を以後の利子助成対象額から控除するものとする。)
 - エ 交付対象者の死亡その他これに準じる事実が発生したとき(ただし、経営農地等の権利を包括継承したとき交付対象者の後継者が、交付対象者と同様に地域農業の担い手として期待されている場合を除く。)
 - オ その他この事業の目的に反すると認められる事実が発生したとき。

6 その他

- (1) 市長は、農業経営基盤強化資金実施要綱に規定する資金利用計画の作成については、福岡県及び飯塚地域から農業改良普及センター、福岡嘉穂農業協同組合潁田支所、飯塚市農業委員会等とともに、経営・金融面から、十分な指導・助言を行うとともに、資金の貸付け実行後も関係機関において綿密な連携の下に営農指導を行うものとする。
- (2) 市長は、交付対象者が資金を借り受けることにより、ハウス施設等を建設する場合、農業災害補償法(昭和22年法律第185号)に定める特定園芸施設、附帯施設に該当するものは、園芸施設共済に加入するよう指導するものとする。
- (3) 融資機関は、貸付け実行を行った場合は貸付実行一覧表(様式第12号)を作成し、速やかに市長に通知するものとする。

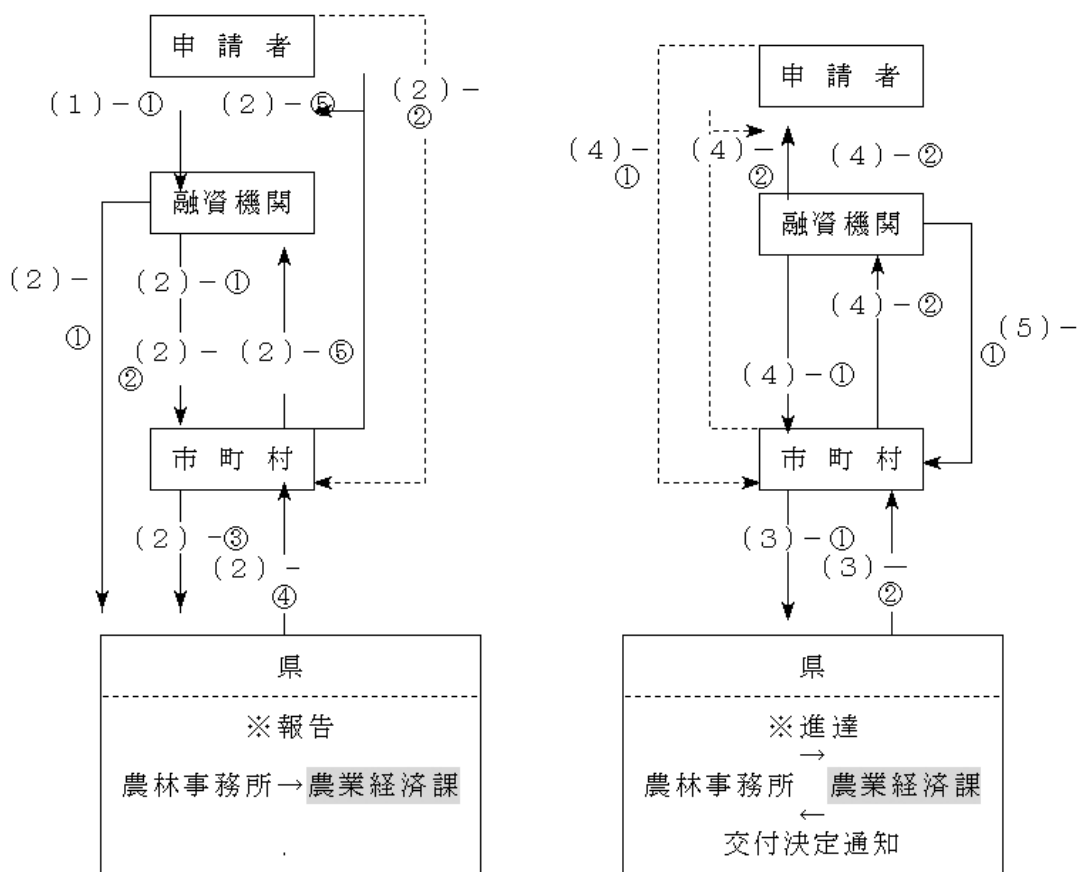
参考

農業経営体育成資金利子助成手続の概略図

【利子助成の適格認定】

【補助金、利子助成金の交付】

(点線…農林漁業金融公庫直貸の場合に、農業協同組合転貸と手続が異なる部分)



※報告の際の添付書類

- a 農業経営体育成資金利子助成対象認定協議結果書(写し)
- b 農業経営体育成資金利子助成対象認定協議書(写し)
- c 資金利用計画認定通知書(写し)
- d 貸付実行一覧表(写し)、e 資金貸付実行通知書(写し)
- f 払出・充当通知書(写し)(貸付実行日に全額を払い出した場合は不要)
- g 約定償還表(写し)

※進達する書類

- a 農業経営体育成資金融通対策事業補助金交付申請書
- b 農業経営体育成資金利子助成金交付申請明細書

【利子助成の適格認定変更】…手続は上図に準ずる。

※ 報告の際の添付書類

変更後のa・b・c・g(写し)

(cは、資金利用計画期間終了後の償還条件変更の場合は不要)

農業経営体育成資金利子助成交付に係る事務手続

(〔 〕内は、農林漁業金融公庫直貸の場合に、農業協同組合転貸と手続が異なる部分)

手続時期	手続の流れ	事務の内容
(1) (注1) 借 入 時	①申請者→融資機関	利子助成適格認定申請、助成交付申請及び受領に関する事務を委任する。
(2) (注1) 貸 付 実 行 時	①融資機関→市町村、県	貸付実行結果を通知する。
	②融資機関→市町村 〔申請者→市町村〕	利子助成適格認定を申請する。
	③市町村→県	利子助成の適格・不適格を申請者・金額等について協議する。
	④県→市町村	上記の協議結果を通知する。
	⑤市町村→融資機関 市町村→申請者	県からの協議結果を受け、利子助成適格認定結果を通知する。
(3) (注2) 交 付 申 請 (事業費補助金)	①市町村→県	1月20日までに補助金の交付を申請する。
	②県→市町村	交付申請の内容を審査の上、補助金の交付決定及び交付を行う。
(4) (注2) 交 付 申 請 (利子助成金)	①融資機関→市町村 〔申請者→市町村〕	市町村長が定めた期日までに利子助成金の交付申請を行う。
	②市町村→融資機関 〔市町村→申請者〕	交付申請の内容を審査の上、利子助成金を交付する。
	③融資機関→申請者	利子助成金を支払う。
(5) 利 子 助 成 金 交 付 後	①融資機関→市町村	利子助成金の支払完了を報告する。

(注1) (1)及び(2)の手続は、現在、(3)の農業経営体育成資金融通対策事業費補助金交付申請の直前に年間分を取りまとめて実施

(注2) (4)の手続は市町村長が定める時期に行うが、ほとんどの場合、(3)とは平行して手続を進めることとなる。

様式第1号(第3条関係)

農業経営体育成資金融通対策事業補助金交付申請書

第 号
年 月 日

(あて先)福岡県知事

飯塚市長 印

年度農業経営体育成資金利子助成金を次のとおり交付したので、福岡県農業経営体育成資金融通対策事業費補助金交付要綱第3条の規定により、農業経営体育成資金融通対策事業費補助金 円の交付を申請します。

1 総括表

貸付実行年度	融資機関名	件数	融通対策事業費補助金	利子助成金
合計				

※ 必要に応じて、記載欄に継ぎ足すこと。

2 個人別明細

認定番号	交付対象者名	融通対策事業費補助金	利子助成金
合計			

※ 必要に応じて、記載欄に継ぎ足すこと。

様式第2号(第3条関係)

農業経営体育成資金利子助成適格認定申請手続
及び同助成交付申請並びに受領に関する委任状

私は、次の借入申込に係る農業経営体育成資金利子助成金を受けたいので、(融資機関代表者名) を代理人と認め、同利子助成適格認定申請手続に関する一切の権限を委任します。

融資機関名	(支店)
資金の種類	農業経営基盤強化資金
借入申込金額	千円
年 利 率	%
利子助成率	%
償 還 期 間	年(うち据置 年)
利子助成期間	年

年 月 日

住 所
氏 名 印

様式第3号(第3条関係)

農業経営体育成資金利子助成適格認定申請書

第 号
年 月 日

(あて先)飯塚市長

借入者代理人
融資機関名
代表者名 印

年 月 日付けで貸付け実行された次の資金について、福岡県農業経営体育成資金融通対策事業費補助金交付要綱第2条の規定により、次のとおり申請します。

フリガナ			
借入者住所			
フリガナ			年 齡 歳
借入者氏名			
資金の種類	農業経営基盤強化資金		
総事業費	千円	償還回数 回	貸付利率 %
貸付実行額	千円 (千円)	償還期限	年(うち 年据置)

※添付書類

- ① 利子助成適格認定申請手続等に関する委任状(様式第2号)
- ② 償還表の写し
- ③ 資金利用計画認定通知書の写し

様式第4号(第3条関係)

農業経営体育成資金利子助成対象認定協議書

第 号
年 月 日

(あて先)福岡県知事

飯塚市長 印

福岡県農業経営体育成資金融通対策事業費補助金交付要綱第2条の規定により、次のとおり利子助成対象者及び利子助成金額の協議をします。

(単位：千円)

融資機関名	交付対象者氏名	貸付実行額	利子助成対象額	貸付実行年月日
合 計				

※ 必要に応じて記載欄に継ぎ足すこと。

添付書類 資金利用計画認定通知書の写し

様式第6号(第4条関係)

農業経営体育成資金利子助成適格認定通知書

第 号
年 月 日

(あて先)交付申請書

飯塚市長 印

あなたの委任を受けた次の融資機関からの農業経営体育成資金利子助成適格認定申請については、次の条件で認定したので通知します。

1 適格認定の内容

融資機関名		資金種類	農業経営基盤強化資金
適格認定日	年 月 日		
認定番号			
貸付実行金額			
利子助成率	%	利子助成期間	貸付実行日から 年間

2 認定の条件

(裏面)

- (1) 貸付け実行までに貸付決定内容に変更があった場合、利子助成金適格認定の内容は、貸付け実行時の内容に変更します。
- (2) 利子助成金の交付は各年度分ごとに行いますが、交付申請は委任された融資機関が行うものとします。
- (3) 約定期日に約定利息が払い込まれなかった場合、利子助成金を交付しないことがあります。
- (4) 以下の場合、利子助成金の交付を停止するとともに、交付済みの利子助成金については、その事実の発生した日から年10.95パーセントの割合で計算した加算金を付して返還請求をします。
 - ① 交付対象者が利子助成金の交付申請に際して虚偽その他不実の記載を行ったとき。
 - ② 交付対象資金について、繰上償還の請求がされたとき。
 - ③ 交付対象者が交付対象資金をその目的外に使用したとき。
 - ④ 交付対象資金についてその貸付限度額を超過したとき。
 - ⑤ 経営農地等について、その全部又は一部を農地以外のものにするか若しくは所有権その他の使用収益権の認定又は移転を行ったとき(ただし、所有権の移転にあっては、公用公共用に供するための買収・収容等交付対象者の責めによらない理由による場合は、返還請求はしない。)
 - ⑥ 離農又は経営の縮小(利用権設定期間中の合意解約を含む。)を行ったとき。ただし、経営の縮小にあっては、災害による農地の崩壊、公用公共用に供するための買収・収容等交付対象者の責めによらない理由による場合は、返還請求はしない。)
 - ⑦ 交付対象者の死亡その他これに準ずる事実が発生したとき(ただし、経営農地等の権利を包括承継した交付対象者の後継者が、交付対象者と同様に地域農業の担い手として期待されると認められる場合を除く。)
 - ⑧ その他この事業の目的に反すると認められる事実が発生したとき。
- (5) 利子助成事業の実施に当たり必要があると認めた場合は、あなたに対し必要な報告を求め、また、帳簿・書類の閲覧その他の調査等を行うことがあります。
- (6) 利子助成金の交付対象となった資金について、あらかじめあなたの同意を得た上で、融資機関に対しその有する書類等の閲覧、貸付けの経緯の聴取等を行うことがあります。

様式第7号(第5条関係)

農業経営体育成資金利子助成金交付申請書

第 号
年 月 日

(あて先)飯塚市長

交付申請者代理人

融資機関名

代表者名

印

さきに適格認定されている農業経営体育成資金利子助成金について、福岡県農業経営体育成推進資金融通対策事業費補助金交付要綱第2条の規定により、農業経営体育成資金利子助成金の交付を申請します。

貸付実行年度	件数	交付申請件数	交付申請金額
合計			

様式第9号(第5条関係)

農業経営体育成資金利子助成金受入口座届

第 号
年 月 日

(あて先)飯塚市長

融資機関
代表者名 印

貴市町村から当方に支払われる農業経営体育成資金利子助成金は、次の口座に振込みをお願いします。

なお、この口座に振込みがなされたときに、利子助成金を受領したものと認めます。

金融機関名	(支店)
口座の種類 いずれかに○印	1 普通 2 当座 3 その他()
口座番号	
(ふりがな) 口座名義	

※ 受入口座は、原則として市町村の指定金融機関等、市町村長の承認した口座とすること。

様式第10号(第8条関係)

農業経営体育成資金利子助成金支払完了報告書

第 号
年 月 日

(あて先)飯塚市長

融資機関
代表者名 印

年 月 日に受領した農業経営体育成資金利子助成金については、別紙一
覧表のとおり支払を完了したので、福岡県農業経営体育成資金融通対策事業費補助金交付
要綱第2条の規定により報告します。

記

- | | | | |
|---|-----------|---|---|
| 1 | 利子助成金受領額 | 金 | 円 |
| 2 | 利子助成金支払済額 | 金 | 円 |
| 3 | 精 算 額 | 金 | 円 |
| 4 | 添付書類 | | |

農業経営体育成資金利子助成金支払完了報告一覧表(様式第10号—2)

様式第10号一2(第8条関係)

農業経営体育成資金利子助成金支払完了報告一覧表

助成金 支払日	交付対象者 氏名	利子助成金 交付額 (A)	助成金支払 確定額 (B)	精算額 A-B (C)	延滞の 有無等
合 計					

- ※ 1 必要に応じ、記載欄を継ぎ足すこと。
2 支払日は、委任者の所定の口座に振込んだ月日を記載すること。

様式第12号(別表関係)

貸 付 実 行 一 覧 表

(あて先)福岡県知事

(あて先)飯塚市長

融資機関名

代表者氏名

印

農業経営基盤強化資金を次のとおり貸付け実行しましたので、福岡県農業経営体育成資金融通対策事業費補助金交付要綱第2条の規定により通知します。

取扱支店 (支所)	借受者氏名	総事業費 (千円)	貸付実行額 (千円)	貸付実行 年 月 日	支 払 方 法 (元金・元利)	元金元利 均 等 額	据置期限	第1回償還 年 月 日	備 考
							償還期限	最終償還 年 月 日	

※ 償還表を添付すること。